

スチュワードシップ活動の概況報告

三井住友海上は、2014年8月に公表した日本版スチュワードシップ・コード（以下、「本コード」）への対応方針（当社方針は [こちら](#)）を踏まえ、スチュワードシップ活動を実施しました。昨年度からの取組状況を以下のとおり報告します。

当社は、スチュワードシップ責任を果たすべく、中長期的な視点で投資先企業の企業価値向上や持続的成長に資するよう、投資先企業との建設的な目的を持った対話および適切な議決権行使を実施しました。

1. 投資先企業との対話

当社は、保有する株式時価上位の主要な取引先企業を中心に、昨年度から対話を開始しました。投資先企業との対話においては、本コードにかかる当社の対応方針を説明したうえで、経営上の課題や株主還元方針等について投資先企業と対話を行い、認識の共有化を図るとともに、必要に応じて株主の立場から意見を伝えました。

<投資先企業との主な対話内容>

- ・決算状況：直近の決算内容、次年度以降の業績見通し 等
- ・経営戦略：中長期的な経営戦略、対処すべき課題 等
- ・株主還元：資本生産性向上に対する考え方、利益配分に関する方針 等
- ・事業リスク：事業リスク、社会・環境リスクへの対応状況および対応方針 等
- ・ガバナンス：社外取締役の選任理由・期待する役割、情報開示およびIRにかかる方針 等

2. 議決権行使

当社は、議決権の行使は投資先企業の経営に影響を与え、企業価値の向上につながる重要な手段と考えております。定型的・短期的な基準で画一的に判断するのではなく、当該企業との対話内容等も踏まえ、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って賛否の判断を行いました。2015年度第1四半期に開催された株主総会における、主な不賛同事例は以下のとおりです。

<取締役選任に関する議案>

- ・社外取締役候補が選任されておらず、選任しないことについて正当な理由がない。

<定款変更に関する議案>

- ・剰余金処分を取締役会に授権する定款変更で、一般株主の権利を損なう可能性が高い。

投資先企業との対話は、昨年度から取組みを開始したこともあり、投資先企業と認識の共有化を図ることが活動の中心となりました。今後、対話によって投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すよう、対話の質をさらに向上させてまいります。

議決権行使においては、対話の中で賛否の判断にかかる当社の考えを投資先企業と共有し、問題の改善につなげてまいります。

以上